

四国地区博物館協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、四国地区博物館協議会という。

第2条 本会は、四国地区内の博物館及びこれに準ずる施設（以下「施設」という）を会員としこれをもって組織する。

第3条 本会の事務局は、会長の所属する施設に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、会員相互の連携、博物館活動の振興発展を図り、もって教育学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 博物館に関する協議会、展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (2) 会員相互の連絡、情報及び出版物の交換
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 2 名
理 事 若干名 監 事 2 名

第7条 役員は会員の推薦により、役員会にて選任し総会において承認する。

任期は2年とする。尚、役員が任期途中において所属する館園長等を退任した場合は、その後任者が残存期間その任にあたるものとする。ただし任期満了後も次年度役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。

役員は会の運営、事業計画等を計画審議し、監事は会計の監査を行う。

第4章 会 議

第9条 会議は役員会、総会の二つとし、会長が招集する。

役員会及び総会の定例会は、年1回開催し、別に臨時会を開くことができる。

第10条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席とみなすものとし、議決は出席会員の過半数で決する。

第5章 会 計

第11条 本会の会費は、各施設年額1,000円以上とし、総会の決定による。

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

- 1 本会則は昭和36年8月25日から実施する。
- 2 本会則は昭和40年10月1日から実施する。
- 3 本会則は平成18年9月1日から実施する。